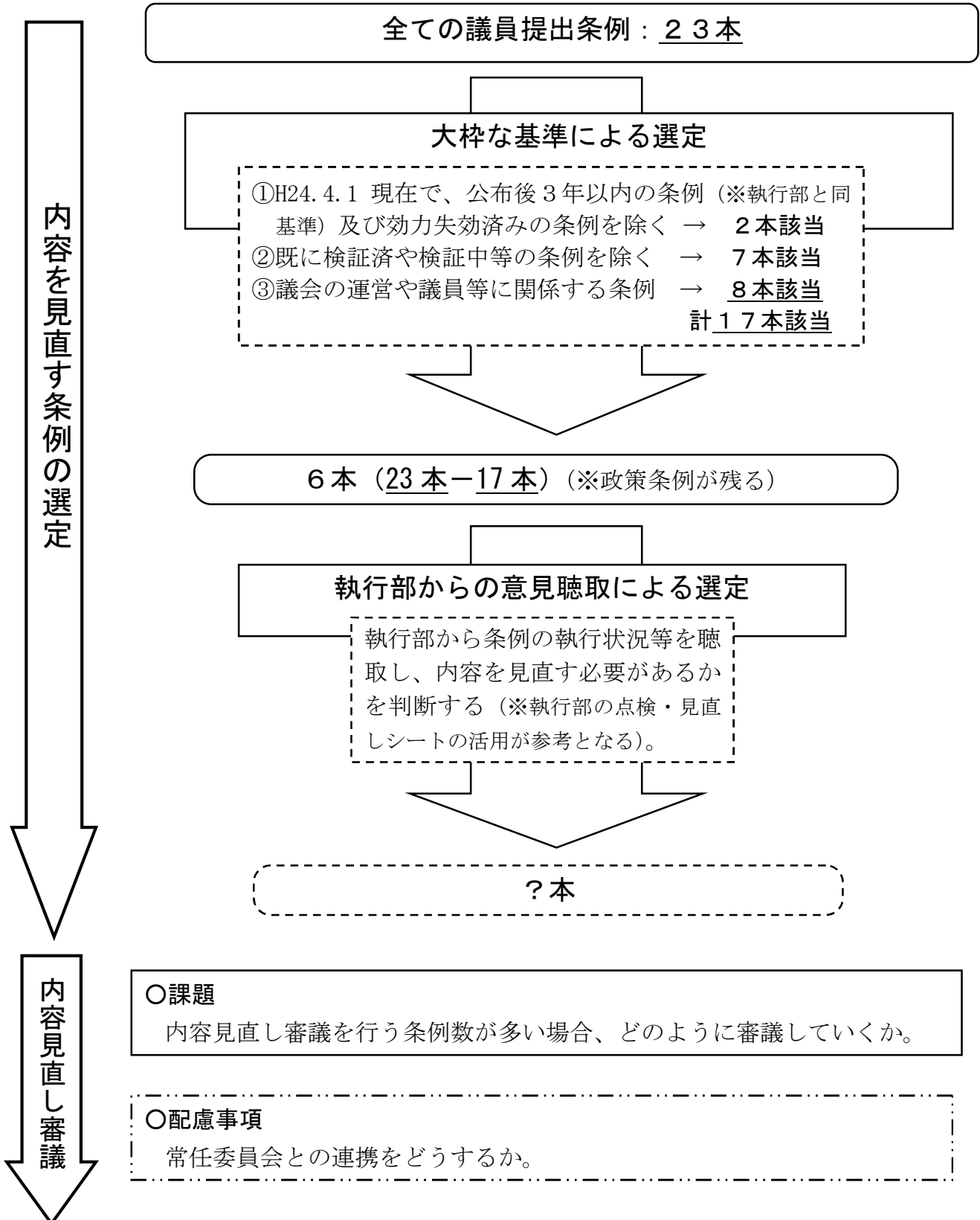


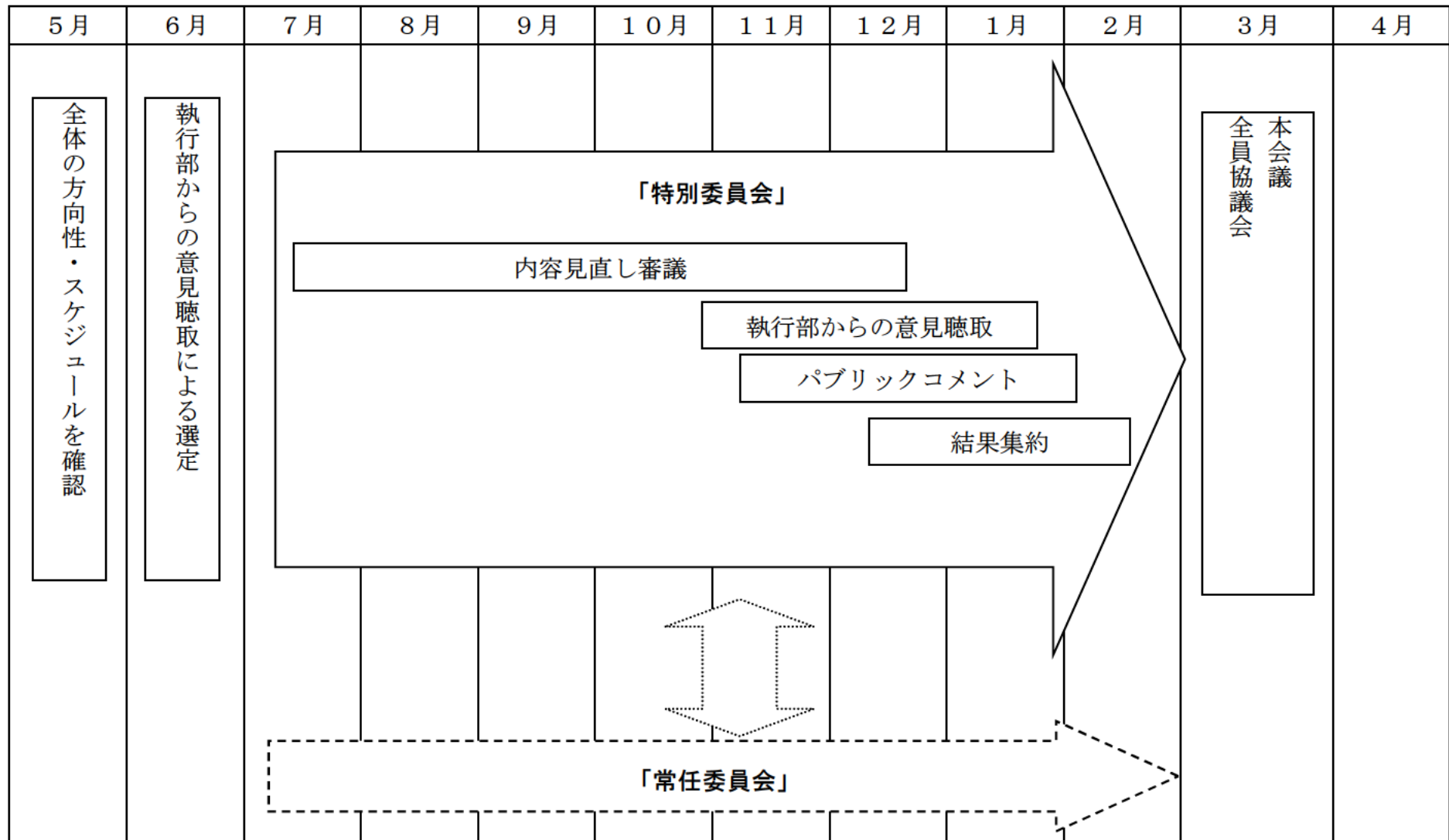
議員提出条例検証特別委員会の今後の進め方について

◎基本的な考え

- 平成24年度内に検証することを基本とする。
- 全ての議員提出条例を対象とする。



全体スケジュール



◎大枠な基準による選定①に該当する条例：2本

番号	題名	公布日	理由
<u>23</u>	みえ歯と口腔の健康づくり条例	H24. 3. 27	公布後3年以内の条例
<u>22</u>	三重県議会議会改革諮問会議設置条例	H21. 3. 25	効力失効済みの条例（※失効日：H23. 4. 29）

◎大枠な基準による選定②に該当する条例：7本

番号	題名	公布日	理由
<u>2</u>	三重県議会定例会の招集回数に関する条例	S31. 6. 20	定例会招集回数を定める条例であり、会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議において検証中（改正公布日：H19. 12. 26）
<u>7</u>	三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例	H13. 3. 27	議員提出条例に係る検証検討会において検証済（改正公布日：H22. 3. 29）
<u>10</u>	三重県リサイクル製品利用推進条例	H13. 3. 27	議員提出条例に係る検証検討会において検証済（改正公布日：H21. 3. 25）
<u>12</u>	三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例（旧：県が所管する公益法人及び公益信託に関する条例）	H14. 3. 26 H20. 3. 26	公益法人制度改革に伴い大幅な条例改正済（改正公布日：H20. 3. 26）
<u>13</u>	三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例	H15. 3. 17	議員提出条例に係る検証検討会において検証済（改正公布日：H21. 7. 6）
<u>14</u>	子どもを虐待から守る条例	H16. 3. 23	議員提出条例に係る検証検討会において検証済（決議案可決日：H22. 10. 18）
<u>18</u>	三重県議会基本条例	H18. 12. 26	議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議において検証中

◎大枠な基準による選定③に該当する条例：8本

番号	題名	公布日	理由
<u>1</u>	<u>公聴会の参加者等の費用弁償についての条例</u>	<u>S24. 3. 10</u>	<u>議会の運営や議員等に関する条例</u>
<u>3</u>	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例	S31. 10. 1	議会の運営や議員等に関する条例
<u>4</u>	三重県議会委員会条例	S31. 12. 24	議会の運営や議員等に関する条例
<u>5</u>	三重県議会事務局条例	S38. 7. 21	議会の運営や議員等に関する条例
<u>6</u>	政治倫理の確立のための三重県議会の議員の資産等の公開に関する条例	H7. 12. 22	議会の運営や議員等に関する条例
<u>8</u>	三重県政務調査費の交付に関する条例	H13. 3. 27	議会の運営や議員等に関する条例
<u>17</u>	三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例	H18. 3. 1	議会の運営や議員等に関する条例
<u>19</u>	三重県議会議員の政治倫理に関する条例	H18. 12. 26	議会の運営や議員等に関する条例

◎大枠な基準による選定後の政策条例：6本（検討条項無：2本、検討条項有：4本）

番号	題名	公布日	検討条項
<u>9</u>	議会の議決すべき事件以外の契約等の透明性を高めるための条例	H13.3.27	無
<u>11</u>	県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例	H14.3.26	無
<u>15</u>	三重県地域産業振興条例	H17.10.21	附 則 2 この条例の規定については、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
<u>16</u>	三重の森林づくり条例	H17.10.21	附 則 3 この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。
<u>20</u>	三重県地域づくり推進条例	H20.5.20	附 則 2 この条例の規定については、この条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
<u>21</u>	三重県食の安全・安心の確保に関する条例	H20.6.23	附 則 (見直し) 4 この条例の規定については、食の安全・安心の確保に関する国の施策等の状況及びこの条例の施行の状況を勘案し、必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。